

平成30年2月23日

第430回白石市議会定例会議案

目 次

第 1 号議案	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	・・・ 1
第 2 号議案	白石市移住交流サポートセンター条例	・・・ 2
第 3 号議案	白石市部設置条例等の一部を改正する条例	・・・ 6
第 4 号議案	白石市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	・・・ 9
第 5 号議案	白石市白石都市計画特別工業地区建築条例の一部を改正する条例	・・・ 12
第 6 号議案	白石市都市公園条例の一部を改正する条例	・・・ 14
第 7 号議案	白石市営住宅管理条例の一部を改正する条例	・・・ 16
第 8 号議案	白石市いきいきプラザ条例を廃止する条例	・・・ 18
第 9 号議案	白石市旧学校利用施設条例	・・・ 20
第 10号議案	白石市子育て支援・多世代交流複合施設条例	・・・ 24
第 11号議案	白石市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	・・・ 28
第 12号議案	白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	・・・ 47
第 13号議案	白石市米寿祝金支給条例の一部を改正する条例	・・・ 49
第 14号議案	白石市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例	・・・ 51
第 15号議案	白石市国民健康保険条例の一部を改正する条例	・・・ 53
第 16号議案	白石市介護保険条例の一部を改正する条例	・・・ 55
第 17号議案	白石市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例	・・・ 58
第 18号議案	白石市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	・・・ 60
第 19号議案	白石市道路線の廃止について	・・・ 64
第 20号議案	白石市道路線の認定について	・・・ 66

第 1 号議案

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 白石市
氏 名 高 橋 純 一
生年月日

平成30年2月23日

白石市長 山 田 裕 一

第 2 号議案

白石市移住交流サポートセンター条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市移住交流サポートセンター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、白石市移住交流サポートセンターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市外在住者の市への移住定住を促進すると共に市外から市に移住定住した者と市民との交流を総合的に推進する施策を実施する拠点施設として、白石市移住交流サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）を設置する。

2 サポートセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
白石市移住交流サポートセンター	白石市字東小路109番地1

(施設)

第3条 サポートセンターに次の施設を設ける。

- (1) 交流スペース
- (2) 会議室
- (3) 相談室

(職員)

第4条 サポートセンターに館長その他の職員を置く。

(施設の使用及び使用許可)

第5条 サポートセンターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、前項の許可に際し、サポートセンターの管理上必要な条件を付すことができる。

3 市長は、サポートセンターの使用が次の各号のいずれかに該当すると認

められるときは、その使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設、附属設備、器具等を毀損するおそれがあるとき。
- (3) その他サポートセンター設置の目的に反するとき。

(使用者の遵守事項)

第6条 前条第1項の規定によるサポートセンターの使用の許可を受けた者

(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 使用する権利を他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 施設又は附属設備の現状を変更しないこと。
- (3) 使用目的以外に使用しないこと。
- (4) その他規則で定める事項

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を停止することができる。

(使用料)

第8条 使用者からは、別表に掲げる額の使用料を徴収する。

- 2 使用者は、規則で定める方法により使用料を納付しなければならない。
- 3 既に徴収した使用料は返還しない。ただし、市長が必要と認めるときは、規則の定めるところにより使用料の全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(損害賠償)

第10条 故意又は過失によりサポートセンターの施設、附属設備、器具等を毀損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 8 条関係）

区分	単位	使用料
交流スペース	2 時間	一人につき 200 円
会議室 1	1 時間	1 団体につき 200 円
会議室 2	1 時間	1 団体につき 200 円

第 3 号議案

白石市部設置条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市部設置条例等の一部を改正する条例
(白石市部設置条例の一部改正)

第1条 白石市部設置条例(平成4年白石市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中 「総務部 保健福祉部 を 保健福祉部 に改める。
市民経済部 市民経済部
建設産業部」 建設部 」

「市民経済部

- (1) 商業及び工業に関する事項
- (2) 観光に関する事項
- (3) 企業誘致に関する事項
- (4) 定住促進に関する事項
- (5) 環境衛生に関する事項

第3条中 (6) 戸籍及び住民基本台帳に関する事項 を
(7) その他市民経済に関する事項

建設産業部

- (1) 道路及び河川に関する事項
- (2) 住宅、建築及び営繕に関する事項
- (3) 都市計画に関する事項
- (4) 農業、林業及び畜産に関する事項
- (5) その他建設産業に関する事項 」

「市民経済部

- (1) 商業及び工業に関する事項
- (2) 観光に関する事項
- (3) 農業、林業及び畜産に関する事項
- (4) 企業誘致に関する事項
- (5) 定住促進に関する事項

(6) 環境衛生に関する事項 に改める。

(7) 戸籍及び住民基本台帳に関する事項

(8) その他市民経済に関する事項

建設部

(1) 道路及び河川に関する事項

(2) 住宅、建築及び営繕に関する事項。

(3) 都市計画に関する事項

(4) その他建設に関する事項 』

(白石市都市計画審議会条例の一部改正)

第2条 白石市都市計画審議会条例（昭和45年白石市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条中「建設産業部」を「建設部」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第 4 号議案

白石市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

白石市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成20年白石市条例第23号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

白石市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例

第1条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第9条第1項に規定する同意集積区域（以下「同意集積区域」という。）」を「第4条第6項の規定により主務大臣の同意を得た法第4条第1項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）により定められた促進区域（以下「促進区域」という。）」に改める。

第2条中「同意集積区域内」を「促進区域内」に、「法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本計画の同意（当該同意が平成30年3月31日までに行われたものに限る。）の日」を「基本計画の同意の日」に、「法第15条第2項に規定する承認企業立地計画」を「法第13条第4項又は第7項の規定により承認を得た法第13条第1項の規定による地域経済牽引事業計画」に、「法第9条第1項に規定する特定事業のための施設」を「行う地域経済牽引事業のための施設」に、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」に、「第3条」を「第2条」に改め、「（法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって、省令第4条に規定する業種に属する事業を行う者に限る。）」を削り、「第5条第2号」を「第3条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の白石市地域経済牽引事業促進

区域における固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、平成29年7月31日以後に新設され、又は増設される対象施設について適用し、同日前に新設され、又は増設された対象施設については、なお従前の例による。

第 5 号議案

白石市白石都市計画特別工業地区建築条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市白石都市計画特別工業地区建築条例の一部を改正する条例
白石市白石都市計画特別工業地区建築条例（昭和55年白石市条例第3号）
の一部を次のように改正する。

第3条中「法第48条第9項」を「法第48条第10項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第 6 号議案

白石市都市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市都市公園条例の一部を改正する条例

白石市都市公園条例（昭和46年白石市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条の2の次に次の1条を加える。

（運動施設敷地面積の公園敷地面積に対する割合）

第8条の3 令第8条第1項の条例で定める一の公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合は、100分の50とする。

第10条の2中「令第12条第10号」を「令第12条第2項第10号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 7 号議案

白石市営住宅管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市営住宅管理条例の一部を改正する条例

白石市営住宅管理条例（平成9年白石市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第10条」を「第11条」に改める。

第13条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第16条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 8 号議案

白石市いきいきプラザ条例を廃止する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市いきいきプラザ条例を廃止する条例

白石市いきいきプラザ条例（平成16年白石市条例第40号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第 9 号議案

白石市旧学校利用施設条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市旧学校利用施設条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、旧学校利用施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 廃止後の市立学校施設の有効活用を図るとともに、地域住民の社会教育活動等を推進するため、旧学校利用施設を設置する。

2 旧学校利用施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
旧齋川小学校体育館	白石市齋川字町尻南1番地1

(管理)

第3条 旧学校利用施設は、白石市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する。

(旧学校利用施設の使用及び使用許可)

第4条 旧学校利用施設を使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 委員会は、前項の許可に際し、旧学校利用施設の管理上必要な条件を付すことができる。

3 委員会は、旧学校利用施設の使用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設、附属設備、器具等を毀損するおそれがあるとき。
- (3) 旧学校利用施設設置の目的に反するとき。

(使用者の遵守事項)

第5条 前条第1項の規定による旧学校利用施設の使用の許可を受けた者（

以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。
ただし、委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 使用する権利を他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 施設又は附属設備の現状を変更しないこと。
- (3) 使用目的以外に使用しないこと。

(使用許可の取消し等)

第6条 委員会は、使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の定め違反した場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を停止することができる。

- 2 前項の規定により使用者が損害を受けることがあっても、委員会は賠償の責めを負わない。

(使用料)

第7条 使用者からは、別表に掲げる額の使用料を徴収する。

- 2 使用者は、市長が発行する納入通知書により使用料を納付しなければならない。
- 3 既に徴収した使用料は返還しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなった場合又は使用前に許可の取消し若しくは許可事項の変更を申し出て市長が相当の理由があると認める場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(現状回復)

第9条 使用者は、旧学校利用施設の使用を終了したとき、又は第6条第1項の規定により使用の許可を取り消されたとき、若しくは使用を停止されたときは、速やかに使用場所を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第10条 故意又は過失により旧学校利用施設の施設、附属設備、器具等を毀損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除す

ることができる。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 7 条関係）

使用料

時間区分 施設名	午前 6 時 ～正午	正午 ～午後 5 時	午後 5 時 ～午後 9 時	午前 6 時 ～午後 9 時
旧齋川小学校体育館	510円	510円	510円	1,440円

備 考

- 1 使用時間がこの表に定める使用時間の区分ごとの時間に満たない場合においても、時間割計算は行わない。
- 2 減免後の使用料については、10円未満の端数は切り捨てとする。
- 3 減免後の使用料が100円未満となるものは、100円とする。

第 1 0 号議案

白石市子育て支援・多世代交流複合施設条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市子育て支援・多世代交流複合施設条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、白石市子育て支援・多世代交流複合施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 子どもの健全な遊び及び創造的な体験並びに親子間等の交流の場を提供し、次代を担う子どもの健全な育成と子育て支援を図るため、白石市子育て支援・多世代交流複合施設（以下「子育て支援施設」という。）を設置する。

2 子育て支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
白石市屋内遊び場	白石市福岡長袋字八斗蒔38番地1

(子育て支援施設の使用及び使用許可)

第3条 子育て支援施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、前項の許可に際し、子育て支援施設の管理上必要な条件を付すことができる。

3 市長は、子育て支援施設の使用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設、附属設備、器具等を毀損するおそれがあるとき。
- (3) その他子育て支援施設設置の目的に反するとき。

(使用者の遵守事項)

第4条 前条第1項の規定による子育て支援施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(1) 使用する権利を他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(2) 施設又は附属設備の現状を変更しないこと。

(3) 使用目的以外に使用しないこと。

(使用許可の取消し等)

第5条 市長は、使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の定めに違反した場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を停止することができる。

(使用料)

第6条 使用者からは、別表に掲げる額の使用料を徴収するものとし、その区分が適用される条件は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人 生後6か月以上の者

(2) 障がい者 規則で定める身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(3) 団体 20人以上で使用する場で、規則で定める手続により団体使用決定を受けた者

2 使用者は、規則で定める方法により使用料を納付しなければならない。

3 既に徴収した使用料は返還しない。ただし、市長が必要と認めるときは、規則の定めるところにより使用料の全部又は一部を返還することができる。

(損害賠償)

第7条 故意又は過失により子育て支援施設の施設、附属設備、器具等を毀損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

2 施行の日から平成31年3月31日までの間において、第6条第1項に規定する別表に掲げる使用料については、「1,000円」とあるのは「300円」と、「800円」とあるのは「240円」と読み替えるものとする。

別表（第6条関係）

区分	使用料
個人	1回につき 1,000円（発行日限り有効）
障がい者	1回につき 800円（発行日限り有効）
団体	1回につき1人 800円（発行日限り有効）

備 考

生後6か月未満の者は無料とする。

第 1 1 号議案

白石市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 指定居宅介護支援事業者の指定（第2条・第3条）
- 第3章 指定居宅介護支援の事業の基本方針（第4条）
- 第4章 指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準（第5条・第6条）
- 第5章 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準（第7条—第32条）
- 第6章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第79条第2項第1号の規定に基づき指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）の指定に関し必要な事項を定めるとともに、法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業及び基準該当居宅介護支援（法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業の人員及び運営に関する基準について定めるものとする。

第2章 指定居宅介護支援事業者の指定

（指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の基準）

第2条 法第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、法人（白石市暴力団排除条例（平成24年白石市条例第26号）第2条第4号ウに該当する者を除く。）とする。

（暴力団員等の排除）

第3条 指定居宅介護支援事業所（第5条第1項に規定する指定居宅介護支

援事業所をいう。以下この条において同じ。)の管理者その他これに準ずる者は、白石市暴力団排除条例第2条第4号ア又はイに該当する者であってはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所は、白石市暴力団排除条例第2条第4号に該当する者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであってはならない。

第3章 指定居宅介護支援の事業の基本方針

(基本方針)

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の1

7 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

第 4 章 指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準

(従業者の員数)

第 5 条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに 1 以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が 35 人又はその端数を増すごとに 1 とする。

(管理者)

第 6 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 6 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

3 第 1 項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 当該管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 当該管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所と同一の敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（当該指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第 5 章 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第 7 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族（以下「利用申込者等」という。）に対し、第 21 条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者等に対し、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者等に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者等からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところにより、当該利用申込者等の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
 - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者等の閲覧に供し、利用申込者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 前項に掲げる方法は、利用申込者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者等から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者等に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、利用申込者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介

護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（同条第1項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の額と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な

活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有

するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

(11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

(13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能^{くう}その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サ

ービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認めるときは、第9号の規定による意見は、担当者に対する照会等により求めることができる。

(18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所をしようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以

上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

(21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。

(22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

(23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

(24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

(25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

(26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画

に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

(27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

(28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

（法定代理受領サービス等に係る報告）

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに

関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次

に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項
（勤務体制の確保）

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（設備及び備品等）

第23条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（従業者の健康管理）

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

（掲示）

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項におい

て「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第16条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ 第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第16条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第6章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準

(準用)

第33条 前3章(第29条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき

居宅介護サービス計画費（同条第1項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条（第20号に係る部分に限る。）（第33条において準用する場合を含む。）の規定は、平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する管理者とすることができる。

（白石市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

- 3 白石市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年白石市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第15条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号」を「白石市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年白石市条例第 号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第16条第9号」に改める。

第94条第2項中「指定居宅介護支援等基準第13条各号」を「指定居宅介護支援等基準条例第16条各号」に改める。

第 1 2 号議案

白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年白石市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第 1 3 号議案

白石市米寿祝金支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市米寿祝金支給条例の一部を改正する条例

白石市米寿祝金支給条例（平成23年白石市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（支給額及び支給時期）

第3条 祝金の額は1万円とし、相当の金額の商品券又は記念品で支給する。

2 前項の規定による祝金は、当該年の6月末日までに支給するものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第 1 4 号議案

白石市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例
白石市国民健康保険事業財政調整基金条例（昭和51年白石市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

- (4) 国民健康保険法に基づく国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例（平成29年宮城県条例第71号）第3条に規定する国民健康保険事業費納付金に対し財源が不足する場合において、当該不足額をうめるための財源に充てるとき。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第 1 5 号議案

白石市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市国民健康保険条例の一部を改正する条例

白石市国民健康保険条例（昭和34年白石市条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

「第1章 市が行う国民健康保険」を「第1章 市が行う国民健康保険の事務」に改める。

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2条の見出し中「委員の定数」を「設置」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）」を「協議会」に、「次の各号に定めるところによる」を「次に掲げるところによるものとする」に改め、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

国民健康保険法（昭和33年法律192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定に基づき、国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第3条の見出し中「規則の」を「規則への」に改める。

第9条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第 1 6 号議案

白石市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市介護保険条例の一部を改正する条例

白石市介護保険条例（平成12年白石市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第1項第1号中「30,600円」を「32,400円」に、同項第2号中「45,900円」を「48,600円」に、同項第3号中「45,900円」を「48,600円」に、同項第4号中「55,000円」を「58,320円」に、同項第5号中「61,200円」を「64,800円」に、同項第6号中「73,400円」を「77,760円」に、同項第7号中「79,500円」を「84,240円」に、同項第8号中「91,800円」を「97,200円」に、同項第9号中「104,000円」を「110,160円」に改め、同条第2項中「第1項第1号」を「前項第1号」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「27,500円」を「29,160円」に改める。

第12条を次のように改める。

（介護保険運営協議会の設置）

第12条 介護保険事業の運営及び高齢者福祉施策に関する重要な事項を調査審議するため、白石市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第13条を次のように改める。

（所掌事務）

第13条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第117条第1項の規定による介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定による老人福祉計画の策定又は変更に関する事項
- (3) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業及び法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業に関する事項

(4) 介護保険及び高齢者福祉に関する施策及び事務事業の評価に関する事項

(5) その他介護保険及び高齢者福祉の施策に関する重要事項

2 協議会は、前項の規定により調査審議した結果、必要があると認めるときは、同項各号に規定する事項について、市長に意見を述べることができる。

第14条第1項中「10人」を「15人」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、その人数の均衡に配慮して、市長が委嘱する。

(1) 被保険者

(2) 学識経験者

(3) 保健医療関係者

(4) 福祉関係者

(5) 介護サービスに関する事業に従事する者

第14条第3項中「2年」を「3年」に改める。

第19条中「第1号被保険者」を「被保険者」に、「過料に」を「過料を」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項及び同条第2項の改正規定並びに次項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の白石市介護保険条例第2条の規定は、平成30年度分の介護保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の介護保険料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に任命された改正前の白石市介護保険条例第14条の規定による白石市介護保険運営協議会の委員の任期は、なお従前の例による。

第 17 号議案

白石市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 30 年 2 月 23 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例

白石市地域包括支援センター条例（平成18年白石市条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

白石市地域包括支援センター設置条例

第1条の見出しを「（設置）」に改め、同条中「この条例は、」、「。以下「法」という。」及び「し、その管理運営について必要な事項を定めることを目的と」を削る。

第3条を次のように改める。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

第4条及び第5条を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第 18 号議案

白石市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 30 年 2 月 23 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

白石市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年白石市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業」の次に「（法第115条の45第2項第4号から第6号までに掲げる事業を除く。以下同じ。）」を加える。

第4条第1項中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同項第3号中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。次項第2号において「省令」という。）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該主任介護支援専門員研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したものをいう。」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。第3項において「省令」という。）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう。」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数が6,000人を超える場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として、前項の員数に当該区域における第1号被保険者の数がおおむね2,000人を増すごとに、同項第1号から第3号までに掲げる職員のうちから当該区域の実情に応じて必要と認められる職員1人を加えた員数とする。この場合において、地域包括支援センターは、同項第1号から第3号までに掲げる職員間の員数の均衡を失しないよう努めるものとする。

第4条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会（省令第140条の66第1号ロ(2)に規定す

る地域包括支援センター運営協議会をいう。次条において同じ。) において認められた場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(白石市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 白石市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成29年白石市条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

第 19 号議案

白石市道路線の廃止について

上記の議案を提出します。

平成 30 年 2 月 23 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、市道の路線を下記のとおり廃止する。

記

路線番号	路線名	起 点	終 点	延 長 (m)	敷地の 幅 員 (m)
2 0 0 2	白石沖西堀線	白石市字柳町 6 2 番地の 1	白石市字沢目 1 5 番地の 1 5	461.90	9.50 ～ 14.10
2 0 0 5 2	堂場前線	白石市字沢目 5 8 番地の 2	白石市字不澄ヶ池 1 5 番地の 4	232.30	3.50 ～ 6.61

第 2 0 号議案

白石市道路線の認定について

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市道の路線を下記のとおり認定する。

記

路線番号	路線名	起 点	終 点	延 長 (m)	敷地の 幅 員 (m)
2 0 0 2	白石沖西堀線	白石市字柳町 6 2 番 1 地先	白石市字不澄ヶ池 6 8 番 8 地先	909.10	9.50 ～ 19.50